

松戸市におけるいじめ防止対策について

1 いじめの現状について

(1) いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く）

(2) H27年度の松戸市の現状

- ・認知件数 ※（ ）内の件数はH26年度の件数です

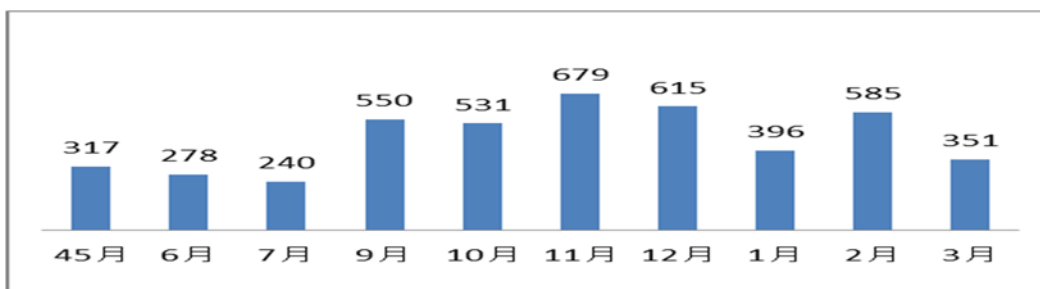
小学校	4542件(4666件)
中学校	1282件(755件)
計	5824件(5421件)

- ・解消率

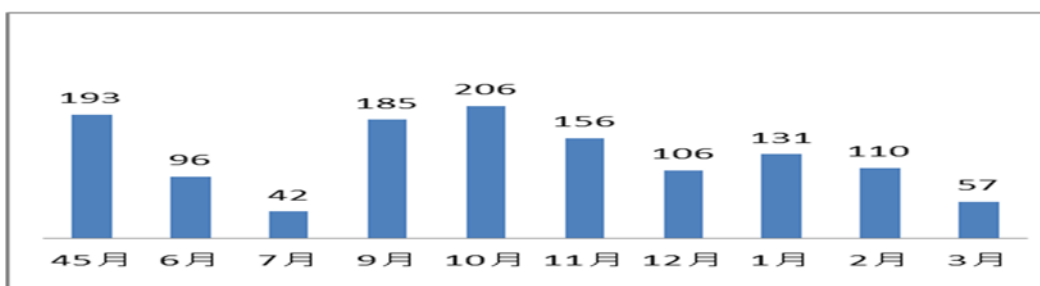
	解消	一定の解消含む
小学校	89.8%(89.9%)	98.9%(99.6%)
中学校	80.1%(92.8%)	87.4%(97.4%)

- ・月別認知件数

【小学校】

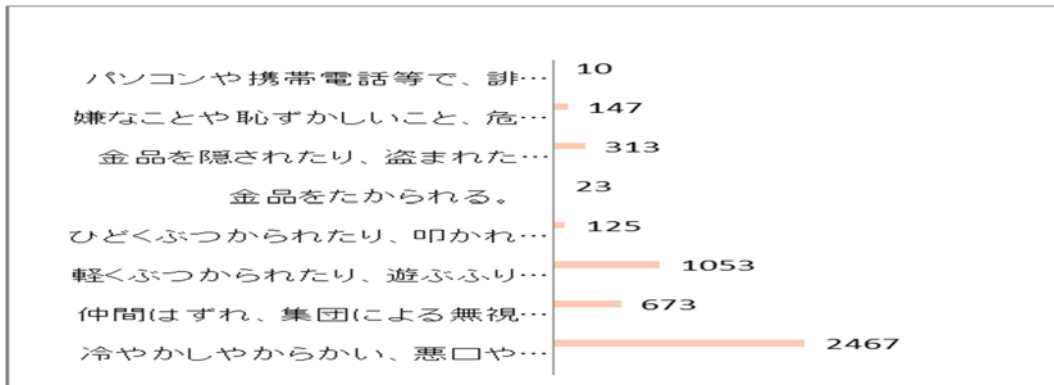


【中学校】

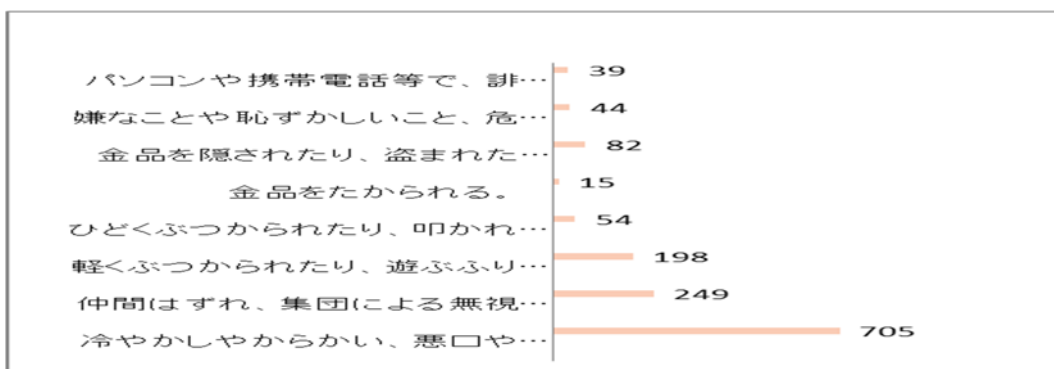


・いじめの態様

【小学校】



【中学校】



2 重大事態について

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(いじめ防止対策推進法第28条1項1号)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(いじめ防止対策推進法第28条1項2号)

※保護者からの申立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる

(国のいじめ防止基本方針より)

3 松戸市いじめ防止対策委員会について

- ・教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための調査研究等、有効な策を検討するため専門的知見からの審議を行う
- ・当該地方公共団体が設置する公立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る
- ・当該地方公共団体が設置する公立学校におけるいじめの事案について、設置者である地方公共団体の教育委員会が、設置する学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する